

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年-3 (2. 2.12)	地域づくり	<p>自衛隊の中東派遣に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>政府は昨年12月27日、中東地域に自衛隊の護衛艦と哨戒機を1年間派遣することを決めた。</p> <p>今回の派遣は日本独自の取組で、防衛省設置法第4条に規定された「調査・研究」に基づく長期の海外での活動は初めてである。</p> <p>アフリカ東部のジブチを拠点に、海賊対策にあたる哨戒機部隊が1月中旬から活動を開始し、2月に護衛艦「たかなみ」が日本を出発して活動に当たる方針である。</p> <p>派遣のきっかけは、トランプ米国大統領が、ペルシャ湾やホルムズ海峡などを監視する有志連合の結成を提唱し、各国に参加を求めたことである。米軍の負担軽減とともに、核問題で対立するイランの孤立化を図る狙いだった。しかし、イランと友好関係を築く日本にとって、米国主導の有志連合への参加は、イランとの関係を損ないかねない。そこで、有志連合への参加は見送るもの、日本が独自で自衛隊を派遣し、米軍などと連携して情報共有を図るという今回の派遣方法だった。</p> <p>急遽来日したイランのロウハニ大統領に派遣方針を説明し、自衛隊の活動範囲からイラン沖のホルムズ海峡を外すことも、イランへの刺激を避ける意図のようだ。</p> <p>トランプ米国政権に追随し、このように、閣議決定なるもので派遣を決定したことには強く抗議したい。</p> <p>日本はこの地域に原油輸入量の九割近くを依存しており、船舶航行の安全確保が欠かせない。</p> <p>一方、日本国憲法は、ご存じのとおり、9条で戦争放棄、武力による威嚇、武力行使を認めていない。このような</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	不採択 (2. 3.24)

**本会議(R2. 3. 24)委員長報告
会議録暫定版**

外交・防衛は国の専権事項であり、国の責任において、国民的関心を喚起しながら、十分に議論を重ねていくべきものと考えられ、今、本県議会で決議等を行う類いのものではないことから、不採択と決定しました。

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

	<p>状況下、自衛隊の海外派遣は慎重を期するべきであり、少なくとも、「閣議決定」なるもので派遣を決定することは、自制すべきである。</p> <p>調査・研究に基づく派遣は、拡大解釈できる危うさをはらむ。米中枢同時テロが発生した2001年当時の小泉純一郎内閣は、法律に定めのない米軍空母の護衛を、この規定を根拠に行つた。</p> <p>船舶が攻撃されるなど不測の事態が発生し、自衛隊による措置が必要な場合には、海上警備行動を新たに発令する。この場合、自衛隊は武器を使用することができるが、本格的な戦闘状態に発展する危険が否定できない。</p> <p>これまで、自衛隊派遣のたびに国会で審議や議決を経てきた。軍部の独走を許し、戦争に突入したかつての苦い経験に基づくものである。また、日本への武力攻撃に反撃する防衛出動も原則、事前の国会承認が必要である。</p> <p>今回の中東派遣では、閣議決定時、活動の延長、活動終了時に国会に報告するとしているが、承認を必要としているわけではない。延長も閣議決定でできてしまう。</p> <p>集団的自衛権行使容認を具体化する、憲法違反の安保法の改正を行い、憲法9条の規定を空文化し、立憲主義をぶつ壊した安倍自民党政権には強く抗議しなければならない。これまで安倍政権は、防衛省の日報を隠蔽、森友、加計文書の改ざん・隠蔽、そして国策カジノに関する贈収賄と、多数の不祥事を重ねてきた。</p> <p>今回の閣議決定も、その延長にあり、法律、とりわけ、われわれがよってたるべき最高法規「憲法」の規定を空文化、無視、躊躇するものであって、断じて容認できない。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、自衛隊の中東派遣に反対する意見書を提出すること。</p>	
--	--	--